

令和 6 年度

第 16 期 第 36 回 海区漁業調整委員会
議事録

令和 6 年 4 月 30 日
三重海区漁業調整委員会

日時 令和6年4月30日(火) 午前10時00分から10時35分まで

場所 三重県労働者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 令和6年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について
- 2 報告事項1 区画漁業（真珠養殖業及び真珠母貝養殖業）の免許について
- 3 報告事項2 全国海区漁業調整委員会連合会第173回理事会等の結果について
- 4 その他
 - (1) 全国海区漁業調整委員会連合会第174回理事会の開催について
 - (2) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第60回）の開催について
 - (3) くろまぐろ（小型魚）の漁獲枠について
 - (4) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 渥井利一 矢田和夫
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

千田良仁

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 藤原正嗣
主査 葛西学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

班長 粟山功
主幹兼係長 中西健五
係長 阿部久代

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 森田和英
主幹兼係長 林茂幸
係長 程川和宏

傍聴者

なし

計 23名

○小川会長

ただいまから第 16 期第 36 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、千田委員が欠席で、出席委員が 14 名ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として永富委員と木村妙子委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「令和 6 年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料 1 をご覧ください。

1 – 1 ページにありますように、令和 6 年 4 月 8 日付け農林水第 24-7 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

沿岸漁場整備開発法第 18 条の規定により、当委員会の意見が求められているものです。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（阿部係長）

説明の前に誠に申し訳ありませんが、資料の修正をお願いします。

1 – 7 ページ、下から 4 段目 40% を 60% に。金額を 623 万円から 935 万円に。下から 3 段目、1,131 万円を 1,443 万円に。1 – 8 ページ、下から 3 段目、583 万円を 874 万円に、107 万円を 184 万円の経費超過に修正をお願いします。

今回諮問しました「令和 6 年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」ですが、ポイントを本日の配布資料にお示ししています。

1. 放流効果実証事業は、水産動物の種苗放流等を行うことにより、放流した水産動植物の増殖による漁業生産の増大について「経済効果を実証する」とともに、「その成果を漁業協同組合等に対して普及」する事業です。
2. 知事は、沿岸漁場整備開発法(以下、「法」という)第 15 条の規定により、放流効果実証事業を実施する者として、一法人に限り、指定することができ、三重県では、公益財団法人三重県水産振興事業団を指定法人としています。
3. 指定法人は、法第 17 条の規定により、毎年業務実施計画を作成する必要があります。計画を定めた場合は、県知事の認可を受ける必要があります。

なお、計画には、(1) 事業の対象とする水産動物の種類、(2) 種類ごとの放流場所、時期、数量、その他の放流の実施に関する事項、及び(3) 業務の実施に関する事項として、ア 対象水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証、イ 対象水

産動物の成長を助長するための協力要請、ウ 漁業協同組合等への事業成果の普及について、定めることとなっています。

4. 県知事は、指定法人から業務実施計画の認可の申請があった場合には、法第 18 条の規定により、沿岸漁業の事情に精通した海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬとされており、今回の諮問となりました。

5. 県知事は、法第 19 条の規定により、1. 業務実施計画が県の栽培漁業基本計画の内容に適合するものであること。2. 業務を適正かつ確実な実施のために適切なものであること。3. 県の海域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること、の 3 点を満たす場合は、認可をしなければならないと定められています。なお、今回諮問します業務実施計画は、昨年度の計画と計画内容に変更ありません。

また参考資料として、令和 4 年度から令和 8 年度を計画期間とした第 8 次三重県栽培漁業基本計画の抜粋、沿岸漁場整備開発法の抜粋を同時に配布しています。

1 – 3 ページに公益財団法人三重県水産振興事業団からの認可申請書、1 – 5 ページから 22 ページに令和 6 年度放流効果実証事業の業務実施計画及び添付書類をお示ししています。

1 – 5 ページをご覧ください。1. 放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類はマダイ、ヒラメとしています。

1 – 9 ページにマダイ、ヒラメを対象に選定した理由がございます。1. 魚価が低下しつつあるものの、地域沿岸漁業の重要な対象となっていること。2. マダイは昭和 63 年度から、ヒラメは昭和 62 年度から種苗生産を開始しており、安定的な量産が可能であること。3. 本県には、マダイ、ヒラメの生息適地となる砂礫地や海藻場が多く、伊勢湾口が主産卵場と推測され、放流適地と推定されていることから、大量に継続放流することにより、資源の維持、増大が期待されるということから選定されています。

放流用種苗の入手については、資料 1 – 22 ページ第 4 表のとおり、マダイは尾鷲栽培漁業センターで生産された 60 万尾、ヒラメは栽培漁業センターで生産された 20 万尾の入手が予定されています。

1 – 10 ページ、種苗の中間育成については、マダイは尾鷲栽培漁業センターで種苗生産を 2 月から開始し、4 月上旬から中旬には平均全長 30 mm となります。その種苗を海面生簀で平均全長 60 mm まで中間育成します。

ヒラメは栽培漁業センターで種苗生産を 2 月中旬から開始し 4 月中旬から下旬には平均全長 30 mm となります。この種苗を尾鷲栽培漁業センター、伊勢湾南部中間育成施設、南伊勢町及び鳥羽磯部漁業協同組合の各施設で平均全長 70 mm から 80 mm まで中間育成します。

放流時期については、マダイは 5 月中旬から下旬、ヒラメは 5 月下旬から 6 月中旬に放流を予定しています。

放流数量は中間育成中の減耗等を考慮して、マダイ 60 mm サイズ 50 万尾、ヒラメ 70~80 mm サイズ 16 万尾を予定しています。

1 – 5 ページに戻ってください。放流について、魚種別の表により、対象海域、放流場所、中間育成開始時の収容尾数、放流尾数、放流時期、放流サイズ、その他の放流の実施に関する事項について示しています。

マダイの海域別の放流尾数は、鳥羽志摩沿岸に 13 万尾、度会沿岸に 20 万尾、熊野灘沿

岸に17万尾を予定しています。

ヒラメの海域別の放流尾数は、伊勢鳥羽志摩沿岸に9万6千尾、度会沿岸に4千尾、熊野灘沿岸に6万尾を予定しています。

令和6年度の放流箇所等については、1-11ページ、1-13ページに令和5年度の放流箇所等の実績を添付していますが、これらを参考にしながら調整中とのことですので、ご了承ください。

1-6ページをご覧ください。「対象水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証について」は、1) 関係地区内における主要生産市場で水揚げされる対象魚について、水揚数量、金額および放流魚の混入率等について調査し、三重県水産研究所の助言を得ながら、放流効果の解析を試みる、2) 種苗放流にあたっては、漁業者の自主的な参加を呼びかけ、栽培漁業に対する意識の醸成に努める、3) 水産研究所にも調査協力を要請するとしています。

1-7ページをご覧ください。経済効果の実証に関する事項です。資料上段のマダイの放流尾数と漁獲量の推移のグラフは、棒が漁獲量、●が放流量です。

昭和63年に放流を開始して以来、漁獲量は安定しており、今後も種苗放流を継続的に実施することにより漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。

資料中段にて、経済効果の実証を行っています。

事業団では、放流効果把握のため、主として安乗、波切、贊浦、奈屋浦、紀伊長島の5市場で調査を実施しています。

統計資料等整理されたデータのある直近5ヶ年の放流魚の漁獲状況は中段の表のとおりで、5ヶ年の平均漁獲金額は約1,558万円、平均種苗放流経費（県からの種苗買い取り額+中間育成経費+運搬費等）は約2,066万円でした。平成30年以降の漁獲金額が大幅に低下したため、経済効果が508万円の経費超過と算出され、漁獲金額の60%を漁獲に要した経費とすると約1,443万円の経費超過と算出されています。なお、経費率60%について、令和4年漁業経営統計調査結果では、所得率が3トン未満の漁船漁業41.3%、3から5トンの漁船漁業39.3%となっているため、漁獲金額の60%の値を使用しています。

続きまして、1-8ページをご覧ください。

ヒラメの放流尾数と漁獲量の推移のグラフをご覧ください。昭和62年度から種苗放流を続け、放流当初の漁獲量と比較すると約4倍に増大しています。

今後も継続することにより、漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。

マダイと同様ヒラメにおいても、経済効果の実証を行っており、データのある直近5ヶ年の放流魚の平均漁獲金額は1,456万円であり、平均種苗放流経費は766万円ですので、年間放流効果としては約690万円ですが、マダイと同様に漁獲金額の60%を漁獲に要した経費として874万円を差し引くと約184万円の経費超過と算出されています。

この他流通関係者や遊漁関係者等への波及効果もあるとされています。

マダイ、ヒラメとも放流経費の削減に努め、経済余剰のある放流に努めていくとしています。なお、ヒラメも市場調査を行っているのですが、市場調査だけではサンプルが少ないため、天然魚と放流魚の区分けをしている市場の伝票等も活用して精度を高めています。

1-6ページに戻ってください。業務実施計画の続きになります。

4. 放流した対象水産物の成長を助長するための協力要請については、前年度同様、研修

会の開催やパンフレット等で呼びかけを行っていくとしています。

5. 事業成果の普及については、県、県水産研究所、市町等と連携して研修会の開催、海域栽培漁業推進協議会や各種研修会での啓発普及に努めるとしています。

また参考付表として、1-19ページに海域・年次別のマダイ放流実績、1-20ページにヒラメ放流実績、1-21ページにマダイ、ヒラメの年次別の漁獲量、生産額、単価、1-22ページにマダイ、ヒラメの県栽培漁業センターでの種苗生産実績及び令和6年度計画を付けています。

こちらからの説明は以上です。

放流効果実証事業に係る業務実施計画について、委員の皆さまのご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○木村妙子委員

1-7ページや1-8ページにある表は放流魚のみのデータということですか。

○水産資源管理課（阿部係長）

放流魚のみのデータです。

○木村妙子委員

混入とは、何の混入なのですか。

○水産資源管理課（阿部係長）

放流魚の天然魚に対する混入割合を表しています。

○木村妙子委員

魚が獲れた中でどの位放流魚が入っていたかということで、平均4.5%っていうことなのです。

○水産資源管理課（阿部係長）

はい。

○木村妙子委員

数値は放流魚だけということですね。

○水産資源管理課（阿部係長）

そうです。

○小川会長

ほかにありませんか。

それでは、議案 1 について計画は適切であると認めてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案 1 について計画は適切であると認める旨答申することとします。

続きまして、報告事項 1 「区画漁業（真珠養殖及び真珠母貝養殖業）の免許について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料 2 をご覧ください。

2-1 ページにありますように、令和 6 年 2 月 13 日付け三重海区第 52 号で答申したことについて、令和 6 年 3 月 4 日付け農林水第 24-4304 号で三重県農林水産部長から区画漁業の免許について通知がありました。

今回は真珠養殖業及び真珠母貝養殖業の区画漁業免許についてです。

なお、2-3 ページから 2-11 ページの真珠養殖業漁業権者の住所につきまして、水産資源管理課から提出された資料には番地まですべて掲載されていますが、個人情報保護の関係から事務局判断によって市町までとさせていただいております。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（林主幹兼係長）

区画漁業である真珠養殖業及び真珠母貝養殖業については、2 月委員会において免許申請があったことについて答申し、この度、免許されましたので報告します。

2 年ほど前から手続きを進めていた、今回の漁業権の一斉切替えは、共同漁業権を含めた大きな切替えでしたが、この真珠の区画免許を持ちまして、すべての免許の切替えが完了しました。

2-1 ページをご覧ください。存続期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。免許件数は、真珠養殖業 173 件、真珠母貝養殖業 75 件、合計 248 件です。詳しくは、2-3 ページからの漁業権者一覧表にあるとおり、免許番号区 2001 から 2-11 ページの区 2163 までが仕上げと養成、同じページの区 2702 から区 2713 までが避寒です。

次に 2-13 ページの区 2801 から 2-17 ページの区 2878 までが真珠母貝養殖業となり

ます。

報告は以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは特にないようですので、次に進みます。

続きまして、報告事項2「全国海区漁業調整委員会連合会第173回理事会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料3をご覧ください。

令和6年3月22日に全国海区漁業調整委員会連合会第173回理事会が東京都で開催され、同連合会の副会長である小川会長が出席しました。主な議題は、その他事項2の令和6年度通常総会（第60回）に提出する議案についてでした。

第1号議案の令和5年度事業報告書案、収支決算書案及び剰余金処分案について、令和5年度の剰余金7,898,633円は、令和6年度に繰越す案が提出されました。

第2号議案の令和6年度事業計画案及び収支予算案について、会費の特例措置として、令和6年1月1日に発生した能登半島地震で甚大な被害があった石川海区については令和6年度の年会費160千円を免除する案が提出されました。

第1号、第2号議案とも意見等はなく、原案どおり総会へ上程することが決りました。

第3号議案の令和6年度全漁調連要望書（案）について、3-3ページにある中央要望活動は、海区漁業調整委員会制度について等7項目の要望が提出されました。

これらについても意見等はなく、事務局案をもって通常総会に諮ることに決定しました。

第4号議案の時期総会の開催地については、令和7年度通常総会（第61回）は山口県で開催することが確認されました。

3-5ページをご覧ください。

理事会の前に、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会 表彰選考委員会・ほう賞委員会が開催され、委員会会長（福島海区）及び静岡、三重、広島海区の委員4名が出席して、委員会委員表彰要領及び事務局職員ほう賞要綱により推薦のあった候補者について選考を行い、資料3-6ページのとおり、委員会委員表彰8名と事務局職員ほう賞1名の表彰を決定しました。令和6年度の通常総会において、連合会会長から表彰されることになります。

報告は以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありますか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは特にないようですので、次に進みます。

続きまして、その他事項1「全国海区漁業調整委員会連合会第174回理事会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料4をご覧ください。

4-1ページのとおり、令和6年5月17日（金）に全国海区漁業調整委員会連合会第174回理事会が東京で開催されます。

理事会には同連合会の副会長である小川会長が出席されます。

主な議題は、令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会への提出議案についてです。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありますか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項2「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第60回）の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料5をご覧ください。令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第60回）の開催について5-1ページのとおり、令和6年5月17日（金）に全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催されます。三重県からは小川会長が出席されます。

議事は、第1号議案として令和5年度事業報告書、収支決算書及び余剰金処分案の承認について、第2号議案として令和6年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について、第3号議案協議事項として資料に表記してある7項目の中央要望活動について、第4号議案として次期総会の開催地についてです。総会終了後、委員表彰（一般表彰）、事務局職員永年勤続表彰が授与されます。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは特にないようですので、次に進みます。

続きまして、その他事項3「くろまぐろ（小型魚）漁獲枠について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

令和6年3月の委員会で質問がありました「くろまぐろ（小型魚）漁獲枠について」水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

前回委員会のなかで、田邊委員より太平洋くろまぐろの第2管理期間の超過分についてのご質問を受けました。

その件について、調べましたのでご回答、ご報告させていただきます。

まず、太平洋くろまぐろの第2管理期間の漁獲可能量の超過分ですが、小型魚から4.7トン差し引かれています。返済しなければいけない漁獲可能量について、水産庁担当者に確認したところ、令和5管理年度の実績確定時点で39.1トンになります。

今後8年から9年ほど毎年水産庁から三重県に漁獲可能量が配分される前の段階で引かれることになります。4.7トン引く根拠については、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に規定があります。平成28年漁期（太平洋くろまぐろの第2管理期間）超過分は都道府県別漁獲可能量の2割を上限に超過分の全量に達するまで毎年差し引くこととし、差し引けなかった分は翌年度以降に差し引くという規定に基づいています。こうした根拠に基づいて、三重県は漁獲可能量の2割、直近でいうと4.7トンになります。ちなみに令和6管理年度の配分について、当初38.4トンが国から割り当てられましたが、平成28年度超過返済分として4.7トンがまず引かれてます。そして調査枠として0.1トン追加。追加された魚33.8トンが今年度の当初割り当てになります。簡単ではありますですが以上になります。

○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは特にないようですので、次に進みます。

続きまして、その他事項4「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

次回の委員会については令和6年5月21日（火）の10時からの開催をご提案します。

場所は、三重県勤労者福祉会館の地階特別会議室で開催予定です。いかがでしょうか。

○小川会長

次回の日程予定5月21日（火）皆さまいかがでしょうか。よろしいですね。

それでは次回の委員会は、令和6年5月21日（火）10時からの開催とします。

これをもちまして委員会を閉会します。